Family Tax Express
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
令和２年７月20日
No.135

自筆証書遺言　～法務省の資料で明確になった点：変更手続き・撤回～　その３

自筆証書の遺言書を法務局で保管してもらっている場合に、氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。また、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書の返還等を受けることができます。

1. 遺言者が変更事項を届け出る

1 届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。届出書の様式は，
法務省 HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）
からダウンロードできます。また，法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

変更の届出ができる者
・遺言者本人　左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2 変更の届出の予約をする

変更の届出ができる遺言書保管所
全国のどの遺言書保管所でも届出をすることができます。※変更の届出は郵送でも可能です。

3 変更の届出をする

変更届出書及び添付書類を遺言書保管所に提出又は送付してください。

添付書類　変更が生じた事項を証する書面（住民票の写し，戸籍謄本等）
請求人の身分証明書のコピー

法定代理人が届出する場合　戸籍謄本(親権者)又は登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)

※遺言者本人以外の氏名，住所等に変更が生じた場合には，添付書類は不要ですが，正確な通知のためには住民票等で確認いただいた上で届け出てください。
※変更の届出には手数料はかかりません。

2. 保管の申請の撤回

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。撤回書の様式は，
法務省 HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）
からダウンロードできます。また，法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

保管の申請の撤回ができる者
・遺言者本人のみ

本人確認
遺言者の本人確認のため，運転免許証等，顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。

2 撤回の予約をする

保管の申請の撤回ができる遺言書保管所
遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみです。

3 撤回し，遺言書を返してもらう

撤回書（及び添付書類）を遺言書保管所に提出してください。

添付書類　不要です。ただし，保管の申請時以降に遺言者の氏名，住所等に変更が生じている場合には，変更が生じた事項を証する書面を添付する必要があります。
※遺言書の保管の申請の撤回には手数料はかかりません。

自筆証書遺言を撤回する場合には、遺言者が遺言書の原本が保管されている法務局に出向き、遺言書の返還を受けて破棄すれば撤回ができます。一方、公正証書遺言は、公証役場に遺言者が申し出ても、公正証書遺言の返還を受けることができませんので、新たな遺言書で撤回の意思表示が必要となります。

なお、変更の届出や保管の申請の撤回については、手数料はかかりません。

（文責：山本和義）